

(3) 料金の額及びその徴収期間
別紙-3を次のとおり改める。

別紙3中、1.(1)②ロのうち、
「吉川総合公園川藤線」を「越谷総合公園川藤線」に改める。

別紙3中、1.(1)④イ(ロ)のうち、
「この場合、適用する割引制度は、上限料金の引下げに係る割引及び深夜割引に限る。」を「この場合、適用する割引制度は、上限料金の引下げに係る割引及び深夜割引(ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日以降は上限料金の引下げに係る割引に限る。)に限る。」に改める。

別紙3中、1.(1)⑤ロのうち、
「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項第7号」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項第8号」に改める。

別紙3中、1.(2)②ロ(イ)のうち、
「道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第35条の3第1項第13号」を「道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第35条の3第1項第11号」に改める。

別紙3中、1.(2)③ロの次に次のとおり加える。
ハ 適用する期間
東日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までとする。

別紙3中、1.(2)④のうち、
「平日朝夕割引」を「平日朝夕割引(マイレージ登録)」に改める。

別紙3中、1.(2)④ロ(ハ)ロ、⑤ロ(ハ)ロ)及び⑥ロ(ロ)のうち、
「
a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合に1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。
」を

「
a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合に1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。(ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める期間は、対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合に1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合、25を対距離制区間のキロ程で除し、0.75を加算した値。対

距離制区間が200キロメートルを超え、400キロメートル以下の場合、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。対距離制区間が400キロメートルを超え、600キロメートル以下の場合、75を対距離制区間のキロ程で除し、0.6を加算した値。対距離制区間が600キロメートルを超え、800キロメートル以下の場合、105を対距離制区間のキロ程で除し、0.55を加算した値。対距離制区間が800キロメートルを超える場合は、145を対距離制区間のキロ程で除し、0.5を加算した値。)。」に改める。

別紙3中、1.(2)⑥イ及び⑩イのうち

「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第1条第15号」に改める。

別紙3中、1.(2)⑪ロのうち、

「常磐自動車道と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
柏から松尾横芝まで	80	60	30	-	-
谷和原から海老名まで	30	-	-	-	-

」を

「常磐自動車道と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
柏から松尾横芝まで	80	60	30	-	-
守谷SAスマートからつくば中央まで	30	-	-	-	-
守谷SAスマートからつくば牛久まで	20	-	-	-	-
守谷SAスマートから牛久阿見まで	10	-	-	-	-
谷和原から海老名まで	30	-	-	-	-

」に改める。

別紙3中、1.(2)⑮イのうち、

「別添1-1又は別添1-2」を「別添1-1」に改める。

別紙3中、1.(2)⑰から⑳までを次のとおり改める。

⑰深夜割引(マイレージ登録)

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、午後10時から翌午前5時までの間(以下「深夜割引時間帯」という。)に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路(Eに掲げる高速道路を除く。)を通行する自動車。

ロ 割引率等

料金の額から、走行経路に基づく距離（以下「走行距離」という。）及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次式により算出した率（率を算出するための距離は、別添3に定めるインターチェンジ相互間のキロ程、別添5に定める一般有料道路等のキロ程（ただし、京葉道路を除く。）、別添8に定める二輪車定率割引で用いるキロ程（ただし、京葉道路を除く。）及び東日本高速道路株式会社が別に定めるキロ程（以下「深夜割引キロ程」という。）を用いるものとする。以下⑱から㉔まで同じ。ただし、北海道縦貫自動車道函館名寄線のうち札幌南インターチェンジから札幌インターチェンジまでの区間、北海道横断自動車道黒松内釧路線の余市インターチェンジから札幌ジャンクションまでの区間、東北横断自動車道酒田線の湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの区間及び東京湾横断・木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間並びに北海道横断自動車道黒松内釧路線の池田インターチェンジから本別インターチェンジまでの区間、北海道横断自動車道黒松内北見線の池田インターチェンジから足寄インターチェンジまでの区間、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションから浦和インターチェンジまでの区間、常磐自動車道の三郷インターチェンジから三郷料金所スマートインターチェンジまでの区間、東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジから湾岸習志野インターチェンジまでの区間及び成田国際空港線の成田スマートインターチェンジから新空港インターチェンジまでの区間の各インターチェンジ相互間（以下「距離対象外区間」という。）は70パーセントとする。）を対距離制区間、均一制区間、区間料金制区間、別添6のうちC（首都圏中央連絡自動車道等（横浜市金沢区から横浜市戸塚区まで）に限る。）及びDに掲げる高速道路又は別添6のうちA、B及びC（東埼玉道路に限る。）に掲げる高速道路（以下「深夜割引道路区分」という。）の別に乗じて算出した額（それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。以下「深夜割引後の料金の額」という。）を差し引いた額（ただし、10円を下限とする。）を東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

$100 - (L1 \div L2 \times W)$ （単位：パーセント）

（注）上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（深夜割引時間帯毎の走行距離は、東日本高速道路株式会社が深夜割引キロ程に記載するインターチェンジ等を通じた記録等を用いて深夜割引時間帯に走行したものと推計した距離とする。ただし、大型車及び特大車（別添1-1に掲げる自動車の種類がル及びタを除く。）（以下「大型貨物自動車等」という。）は走行1時間あたり90キロメートルまでの距離（以下「上限距離（大型貨物等）」という。）、大型貨物自動車等以外の自動車は走行1時間あたり105キロメートルまでの距離（以下「上限距離（大型貨物等以外）」という。）とし、深夜割引時間帯の走行時間が4時間を超える場合は、大型貨物自動車等は上限距離（大型貨物等）360キロメートルを下限として上限距離（大型貨物等）から45キロメートルを、大型貨物自動車等以外の自動車は上限距離（大型貨物等以外）420キロメートルを下限として上限距離（大型貨物等以外）から52.5キロメートルを深夜割引時間帯毎に減じるものとする。以下同じ。）（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

ハ 適用する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める日以降とする。

⑱ 深夜割引（コーポレート契約）

イ 割引をする自動車

②イに掲げる自動車のうち、深夜割引時間帯に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路（Eに掲げる高速道路を除く。）を通行する自動車。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次式により算出した率（ただし、距離対象外区間は70パーセントとする。）を深夜割引道路区分の別に乗じて算出した額とし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。（ただし、料金の額から10円を差し引いた額を上限とする。）

$$100 - (L1 \div L2 \times W) \text{ (単位：パーセント)}$$

(注) 上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

ハ 適用する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める日以降とする。

⑨深夜割引（マイレージ登録）経過措置

イ 割引をする自動車

⑰イに掲げる自動車のうち、次の（イ）又は（ロ）のいずれかの要件に該当する自動車。

（イ）午後10時から1時間を経過するまでの間（以下「経過措置時間帯」という。）に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路（Eに掲げる高速道路を除く。）を流出する自動車（ただし、距離対象外区間において通行料金の請求を受ける料金所のみを通行する場合は、当該自動車。以下⑳において同じ。）。

（ロ）走行距離が1,000キロメートルを超える自動車。

ロ 割引率等

料金の額から、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次により算出した率（ただし、距離対象外区間は80パーセントとする。）を深夜割引道路区分の別に乗じて算出した額（それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。以下「経過措置後の料金の額」という。）を差し引いた額（ただし、10円を下限とする。）を東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

（イ）イ（イ）のみの要件に該当する自動車

$$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W') \div L2 \text{ (単位：パーセント)}$$

(注) 上記式においてL1、L'1、L2、W、W'は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

L'1：経過措置時間帯の走行距離（複数の深夜割引時間帯を跨ぎ走行した場合には、最終の経過措置時間帯の走行距離とする。以下同じ。）（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

W'：20

（ロ）イ（ロ）のみの要件に該当する自動車

$$100 - (L1 + L2 - 1,000) \times W \div L2 \text{ (単位：パーセント)}$$

ただし、上記式により算出した率が100-Wを下回る場合は100-Wとする。

(注) 上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

（ハ）イ（イ）かつイ（ロ）の要件に該当する自動車

$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W'1 + (L2 - 1,000) \times W'2) \div L2$ (単位：パーセント)

ただし、上記式により算出した率が $100 - W'2$ を下回る場合は $100 - W'2$ とする。

(注) 上記式において $L1$ 、 $L'1$ 、 $L2$ 、 W 、 $W'1$ 、 $W'2$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$L1$: 深夜割引時間帯毎の走行距離の合計 (単位：キロメートル)

$L'1$: 経過措置時間帯の走行距離 (単位：キロメートル)

$L2$: 走行距離 (単位：キロメートル)

W : 30

$W'1$: 20

$W'2$: $L1$ と $L'1$ が同一である場合は 20、 $L1$ が $L'1$ より大きい場合は 30

ハ 適用する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める期間とする。

⑳ 深夜割引 (コーポレート契約) 経過措置

イ 割引をする自動車

⑱イに掲げる自動車のうち、次の (イ) 又は (ロ) のいずれかの要件に該当する自動車。

(イ) 経過措置時間帯に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路 (Eに掲げる高速道路を除く。) を流出する自動車。

(ロ) 走行距離が 1,000 キロメートルを超える自動車。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次により算出した率 (ただし、距離対象外区間は 80 パーセントとする。) を深夜割引道路区分の別に乗じて算出した額とし、それぞれの算出額に 10 円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行うこととする。 (ただし、料金の額から 10 円を差し引いた額を上限とする。)

(イ) イ (イ) のみの要件に該当する自動車

$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W')$ $\div L2$ (単位：パーセント)

(注) 上記式において $L1$ 、 $L'1$ 、 $L2$ 、 W 、 W' は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$L1$: 深夜割引時間帯毎の走行距離の合計 (単位：キロメートル)

$L'1$: 経過措置時間帯の走行距離 (単位：キロメートル)

$L2$: 走行距離 (単位：キロメートル)

W : 30

W' : 20

(ロ) イ (ロ) のみの要件に該当する自動車

$100 - (L1 + L2 - 1,000) \times W \div L2$ (単位：パーセント)

ただし、上記式により算出した率が $100 - W$ を下回る場合は $100 - W$ とする。

(注) 上記式において $L1$ 、 $L2$ 、 W は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$L1$: 深夜割引時間帯毎の走行距離の合計 (単位：キロメートル)

$L2$: 走行距離 (単位：キロメートル)

W : 30

(ハ) イ (イ) かつイ (ロ) の要件に該当する自動車

$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W'1 + (L2 - 1,000) \times W'2) \div L2$ (単位：パーセント)

ただし、上記式により算出した率が $100 - W'2$ を下回る場合は $100 - W'2$ とする。

(注) 上記式において $L1$ 、 $L'1$ 、 $L2$ 、 W 、 $W'1$ 、 $W'2$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

L'1：経過措置時間帯の走行距離（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

W'1：20

W'2：L1とL'1が同一である場合は20、L1がL'1より大きい場合は30

ハ 適用する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める期間とする。

②割引相互間の適用関係

イ 割引相互間の重複適用関係

①から③まで、⑥から⑭まで及び⑰に定める割引相互間の重複適用関係は別添7のとおりとする。

ロ 重複適用無しと定めた割引の適用方法

別添7において重複適用無しと定めた割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ ⑰及び⑱の割引相互間における重複適用関係

⑰と⑱の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑰は適用しないものとする。

ニ ⑱及び⑳の割引相互間における重複適用関係

⑱と⑳の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑱は適用しないものとする。

ホ ④と①、③、⑥、⑨から⑬まで、⑰、⑱又は⑲の割引相互間における重複適用関係

(イ) ④と①は、重複して各々の割引を当該自動車に適用する。

(ロ) ④と③、⑥、⑨から⑬まで、⑰、⑱又は⑲の割引適用要件に該当する自動車の場合、④は適用しないものとする。ただし、次の算式により算出した額が正の数となる場合は、これを東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

$A - B$

(注) 上記式において、A、Bは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A：⑩、⑪又は⑫の割引を適用した額

B：④ロの(イ)から(ハ)により算出した額

ヘ ⑤と②、③、⑥、⑨から⑬まで、⑭、⑱又は⑳の割引相互間における重複適用関係

(イ) ⑤と②の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、次式により算出した額に②の割引を適用する。

$A - (A - B) \times 2$

(注) 上記式において、A、Bは、それぞれ次の値を表すものとする。

A：(1)に定める料金の額（ただし、⑩又は⑪の割引適用要件に該当する自動車の場合、当該割引を適用した額とする。）。

B：月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合における、⑤ロの(イ)から(ハ)で算出した料金の額

(ロ) ⑤と⑭の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、⑭の割引を適用する。

(ハ) ⑤と③、⑥、⑨、⑱又は⑳の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引は適用しないものとする。

(ニ) ⑤と⑩、⑪又は⑫の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ト ⑰又は⑱と①、⑥から⑬まで又は⑰の割引相互間における重複適用関係

(イ) ⑰又は⑱と①又は⑦イのうち表中3若しくは4に該当するものは、重複して各々の割引を

当該自動車に適用し、⑦イのうち表中3若しくは4に該当するものについては、⑦イのうち表中3若しくは4に該当するものの割引適用後に、⑰又は⑲の割引を適用する。

- (ロ) ⑰又は⑲と⑥、⑦イのうち表中3及び4を除くもの、⑧から⑬まで又は⑱の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑰又は⑲は適用しないものとする。ただし、次の算式により算出した額が正の数となる場合は、これを東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

$A - B$

(注) 上記式において、A、Bは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A：⑥、⑦イのうち表中3及び4を除くもの、⑧、⑩、⑪又は⑬の割引を適用した額

B：深夜割引後の料金の額又は経過措置後の料金の額

チ ⑱又は⑳と②、⑥から⑫まで又は⑭の割引相互間における重複適用関係

- (イ) ⑱又は⑳と⑦イのうち表中3若しくは4に該当するものは、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑦イのうち表中3若しくは4に該当するものの割引適用後に、⑱又は⑳の割引を適用する。
- (ロ) ⑱又は⑳と②又は⑭は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑱又は⑳の割引適用後に、②又は⑭の割引を適用する。
- (ハ) ⑱又は⑳と⑨の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑱又は⑳の割引は適用しないものとする。
- (ニ) ⑱又は⑳と⑥、⑦イのうち表中3及び4を除くもの、⑧、⑩、⑪又は⑬の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

別紙3中、1.(7)を削る。

別紙3中、別添3のうち

「

柏	谷和原
	8.3

」を

「

柏	守谷SA	谷和原
	スマート	3.5
	4.8	8.3

」に、

「

桜土浦	土浦北
	7.9

」を

「

桜土浦	土浦	土浦北
	スマート	4.2
	3.7	7.9

」に改める。

別紙3中、別添5のうち、
東水戸道路の前に、

「

東埼玉道路

				浦和野田線
			越谷総合公園川藤線	—
		越谷吉川線	1.5	5.5
	蒲生柿木川戸線	1.9	3.4	7.4
草加八潮	2.1	4.0	5.5	9.5

」を、

東京湾横断・木更津東金道路のうち木更津金田インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間の次に、

「

首都圏中央連絡自動車道等（横浜市金沢区から横浜市戸塚区まで、あきる野市から木更津市まで）

				戸塚
			藤沢	9.4
		栄	7.3	2.1
	公田	3.2	10.5	5.3
釜利谷ジャンクション	3.4	6.6	13.9	8.7

」を加える。